

裁 決 書

審査請求人 住所 ○○○
氏名 ○○○ 様
処 分 庁 野田市長 鈴木 有

審査請求人が令和4年2月18日付けで提起した処分庁による行政文書開示請求拒否決定処分に対する審査請求（以下「本件審査請求」という。）について、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求を棄却する。

事案の概要

- 1 審査請求人は、令和3年12月20日付けで、野田市情報公開条例（平成8年野田市条例第25号。以下「条例」という。）第3条の規定に基づき、条例の実施機関である処分庁に対し、「別紙①の No. 1-②において3番の土地に関する野田市の定めた対応、No. 1-③およびNo. 4に関する野田市の定めた対応、別紙②に関する野田市の定めた対応のうち通し番号6に係るもの」について、行政文書開示請求を行った。
- 2 処分庁は、令和3年12月28日付けで、条例第10条第2項の規定に基づき、行政文書の開示等決定を行う期間を延長することとし、審査請求人に通知した。
- 3 処分庁は、令和4年2月3日付けで、行政文書開示請求拒否決定処分（野環環第271号の4。以下「本件処分」という。）を行い、同日付けの行政文書開示請求拒否決定通知書を同月10日に審査請求人に交付した。
- 4 審査請求人は、令和4年2月18日付けで、審査庁に対し、本件処分に対する審査請求書を提出した。

審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張の要旨

審査請求人の主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 審査請求の趣旨

- ア 審査請求人が求めた開示請求内容は、既に決裁済と思われる内容であり、野田市と会計検査院間のやり取りではない。
- イ 野田市が検査に対して適切に定め、既に遂行した対応であるので、市の事務又は事業の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとはいえない。おそれがあるのなら具体的に説明してもらいたい。
- ウ 会計検査院と野田市との間で行われた審議・検討又は討議に関する情報を求めたものではない。そのため、会計検査院と野田市との間での率直な意見交換等を阻害するおそれは具体的に想像できない。
- エ 審査請求人の開示請求は、既に開示されている事項に関し野田市が既に遂行した対応であり会計検査院が発した情報ではない。そのため、会計検査院の具体的な検査の着眼点、検査手法等が会計検査院の検査を受けるもの（以下「受検庁」という。）に察知されるおそれがあるとは考えられない。
- オ 既に野田市が決定し遂行した行政上の対応であり、未成熟な情報とは考えられない。

(2) 野田市情報公開・個人情報保護審査会に対する意見書の要旨

- ア 審理員意見書の記載によると、処分庁は、開示請求書の「開示請求をする行政文書の件名」の記載に対して「令和2年2月に会計検査院が野田市に対して実施した実地検査の際の各種検査資料」を対象文書として特定したようであるが、審査請求人が開示を受けたいのは、「令和2年2月に会計検査院が野田市に対して実施した実地検査の際の各種検査資料」ではないものも対象である。
- イ 審理員意見書によると、「不適切な会計検査対応を行うことを容易にするおそれ、率直な意見交換ないし真剣かつ真摯な討議の実施に著しい支障を及ぼすおそれ、仮装・隠ぺい工作等の不適切な会計検査対応が行われることがある。」等を理由に条例第6条第6号に該当するとしているが、国の機関の審査・検査は、申請者あるいは受検者の情報に基づき行われるという性善説に立っていると考える。会計検査院長の提出した

陳述書では「本院が実施する会計検査は、現制度上、強制処分等の権限を背景として行われるものではなく、飽くまでも受検庁等の理解と協力を得て行われるものであり、検査の実施に当たっては、本院と受検庁等が検査する者と検査される者としての一定の緊張関係を保ちつつ、一定の信頼関係・協力関係に立つことが必要となる。」とされており、受検庁の故意による不正やごまかし等を取り締まることを目的としていないようである。検査の内容が開示されても、受検庁は良心に基づいて誠実に行政を遂行するはずである。そのため、事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものではなく、条例第6条第6号に該当するとは考えられない。

ウ 審理員意見書によると、不開示情報が「会計検査院の公式見解であるかのように受け取られ」とされているが、開示を求めたものは、「土地を地権者に返還した際に除染をどうするのか、市の対応（連絡体制の検討）」についてであり、市が定めた公の対応を求めるものであるため、「会計検査院の公式見解」であるかのように受け取られる可能性はなく、条例第6条第5号に該当するとは考えられない。

2 処分庁の主張の要旨

(1) 本件処分の理由

本件不開示情報は、検査過程において会計検査院に提出した行政文書に記載された検査の結果等に関する情報、すなわち、検査過程で会計検査院と受検庁である野田市との間で行われた検査の結果等に対する審議・検討又は討議に関する情報であって、会計検査院の意思決定機関である検査官会議の最終的な議決を経る前段階の一過程における未成熟な情報である。

このような会計検査院の検査過程における情報が公になった場合には、会計検査院内部における検査の結果等に対する率直な意見の交換若しくは公正かつ慎重な審理・判断の確保を阻害するおそれ又は意思決定の中立性を不当に損ねるおそれがあるほか、会計検査院と受検庁との間の率直な意見交換等を阻害するおそれがあり、厳正かつ効果的な検査の実施に支障を及ぼすなどのおそれがある。また、当該検査の結果等に関する精度不十分で未成熟な情報を公にすることにより、国民の誤解や憶測を招き、不当に国民の間に混乱をもたらすおそれ又は特定の者に不当に不利益を及ぼすおそれがある。

また、これらの情報が公になった場合には、会計検査院の具体的な検査の

着眼点、検査手法等が外部に流出することになり、受検庁等に不当に利益を与え又は不利益を及ぼすおそれがあるほか、会計検査院が現在又は将来の検査過程において、具体的な検査の着眼点、検査手法に加えて、検査上のノウハウなどが受検庁に察知され、受検庁等において周到な実地検査対策を施すことを容易にするなどして、厳正かつ効果的な検査の実施に支障を及ぼすおそれがある。

さらに、これらの情報が公になった場合には、会計検査院の検査の結果等に対する審理・判断過程の意義を損ねる結果となり、当該審理・判断の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

したがって、本件不開示情報は、国の機関及び地方公共団体の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるものに該当し、このことは、当該検査を適正に受検すべき野田市の実施機関内部又は実施機関相互の審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるものに該当するとともに、当該検査を適正に受検すべき野田市の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、条例第6条第5号及び第6号に該当する。

また、本件不開示情報は、検査に関する情報であって、公にすることにより、検査に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるものに該当するとともに、当該事務の性質上、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものにも該当し、これらのことは、当該検査を適正に受検すべき野田市の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、条例第6条第6号に該当する。

(2) 審査請求の理由に対する反論

本件処分に係る対象文書（以下「本件公文書」という。）は、会計検査院の検査における（検査の途中段階における）野田市からの回答（対応）である。

既に会計検査院による検査が終了したものであっても、当該会計検査院に対する回答から、会計検査院からの質問、会計検査院が求めた対応、会計検査院の指摘内容等を想定されるおそれがあり、それにより、会計検査院の着眼点等のノウハウが察知され、受検庁等において周到な実地検査対策を施すことを容易にするなどして、将来における厳正かつ効果的な検査の実施に支障を及ぼすおそれがある。

野田市が適正に会計検査を受検することは、野田市の事務又は事業の適正な遂行を担保するために必要なことであり、将来における厳正かつ効果的な会計検査の実施に支障を及ぼすおそれがある情報を開示することは、野田市の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

市が会計検査の受検庁となる場合、本件のように当該検査事項について複数の課等が関係するときがある。このようなときは、実施機関内部又は実施機関相互における審議、検討又は協議を行うこともあるが、その内容を公にすることにより会計検査の未成熟な情報が明らかになるおそれがある。これにより実施機関内部等における率直な意見の交換等又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ等がある。

野田市は、会計検査院が公表している情報公開請求に対する審査基準（平成18年3月29日会計検査院長決定）を確認した以後は、会計検査関係開示済文書は、条例に規定する不開示情報に該当すると認識している。

理 由

審査庁は、令和5年3月16日付けで、本件審査請求について、条例第16条第1項の規定に基づき、野田市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に諮問した。

審査会は、令和5年8月15日付けで、審査庁に対し答申した。

答申により示された本件審査請求に対する審査会の判断は、次のとおりである。

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件公文書についての開示を求めるものであり、処分庁は、本件公文書につき、その一部を条例第6条第5号及び第6号に該当するとして不開示とする処分を行った。

これに対し、審査請求人は、不開示情報②の開示を求めているところ、諮問庁は、審理員意見書のとおり原処分を妥当としていることから、以下、本件処

分の適法性又は相当性について検討する。

2 本件処分の適法性又は相当性について

(1) 本件開示請求における対象文書について

審査請求人は、当審査会に対して、審査請求人が開示を受けたいのは、「令和2年2月に会計検査院が野田市に対して実施した実地検査の際の各種検査資料」ではないものも対象であると主張しているため、対象文書の特定について検討する。

条例第4条第1項では、開示請求者は、請求に係る行政文書を特定するために必要な事項を記載した書面を提出しなければならないこととされている。

本件開示請求に係る開示請求書によると、「開示請求をする行政文書の件名」には「別紙①の No. 1-②において3番の土地に関する野田市の定めた対応、No. 1-③およびNo. 4に関する野田市の定めた対応、別紙②に関する野田市の定めた対応のうち通し番号6に係るもの」と記載されている。別紙①及び別紙②は、いずれも会計実地検査の内容を示すもので実地検査の際の指摘事項等が記載されているものである。指摘事項等は「提出すること」又は「送付の指示」であるため、処分庁は、開示請求の対象を「会計実地検査の指摘事項を受けて県等へ送付するなどした書類」を指すものとして文書を特定していると認められる。また、「会計実地検査の指摘事項」を受けて送付等したものであるため、結果として、審理員も「各種検査資料」と表記したものであると考えられる。当審査会としても、開示請求書の内容と開示請求の対象文書として特定された文書を見分したところ、処分庁による開示請求対象文書の特定に不自然な点は見当たらないと認める。

(2) 条例第6条第6号該当性について

本件公文書は、会計検査院が実施した野田市に対する実地検査及びその検査過程において、会計検査院が千葉県を通じて野田市から取得した各種の検査資料が含まれているとともに、当該文書の種別・内容等からは、会計検査院が実施した会計検査に係る具体的な検査事項、検査の内容、検査上の関心、検査の着眼点、検査手法等を端的に読み取ることができるものとなっている。

よって、本件不開示情報が開示された場合には、会計検査院が現在又は将来の検査過程で同種又は類似の検査事項に対する検査を実施する場合において、会計検査院の検査対象である他の受検庁等に対し、特定の検査事項に係る会計検査院の具体的な検査の着眼点などをあらかじめ告知する結果となり、

他の受検庁等において周到な実地検査対策を施され又は検査に必要な関係書類・情報の収集を阻害されるなどの不適切な会計検査対応を行うことを容易にするおそれがある。

また、本件公文書には、会計検査院が実施した会計検査に係る具体的な検査事項、検査の内容、検査上の関心、検査の着眼点、検査手法等に関する情報が記録されており、これは、当該検査の内容・結果等をめぐる会計検査院と野田市等との意見交換ないし討議の内容をなす情報に当たる。これらの意見交換ないし討議は、その内容の不公表ないし不開示を前提として行われている。

よって、このような情報が開示された場合には、受検庁等の会計検査に対する理解と協力の前提を切り崩し又は会計検査院に対する不信感を呼び起こし、現在又は将来の検査過程における各種の検査資料の円滑な提出等を含む会計検査院と受検庁等との間の率直な意見交換ないし真剣かつ真摯な討議の実施に著しい支障を及ぼすおそれがある。

また、検査過程では、受検庁等により、関係者の口裏合わせ、関係書類の改ざんといった偽装・隠ぺい工作等の不適切な会計検査対応が行われることがある。

よって、本件公文書が開示され、その種別・内容等に関する情報が明らかとされた場合には、現在又は将来の検査過程において、会計検査院の検査対象である他の受検庁等により当該文書の開示を理由ないし口実とする不適切な会計検査対策が行われ、会計検査院として検査に必要な関係書類の提出等が得られない事態を招来するおそれがある。

また、会計検査院内部に設けられた審理・判断過程は、会計検査院の実施した検査の内容・結果等に対する慎重な審議・検討の手続きを経て最終的な検査官会議の議決を経たもののみを会計検査院の正式な検査の内容・結果等として検査報告等に掲記し、公表するために定められたものである。

よって、このような検査の一過程における未成熟な情報が開示された場合には、会計検査院内部に設けられた審理・判断過程の手続的意義を損ねるのみならず、外部の圧力・干渉等を招来するなどして、審理・判断過程における公正・慎重の確保に支障を及ぼすおそれがある。

以上のとおり、本件不開示情報が開示された場合には、受検庁等において不適切な会計検査対応を行うことを容易にする、会計検査院と受検庁等との

間の率直な意見交換などの実施に著しい支障を及ぼす、検査に必要な関係書類の提出等が得られない事態を招来する、審理・判断過程における公正・慎重の確保に支障を及ぼすといったおそれがあり、これにより会計検査院による会計監査の厳正かつ円滑な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある。

野田市が適正に会計検査を受検することは、野田市の事務又は事業の適正な遂行を担保するために必要なことである。したがって、会計検査院による会計監査の厳正かつ円滑な実施に著しい支障を及ぼすことは、ひいては野田市の「事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」がある。

以上より、本件不開示情報は、条例第6条第6号に該当する。

(3) 条例第6条第5号該当性について

ア 「実施機関内部又は実施機関相互の検討又は協議に関する情報」について

本件公文書は令和2年2月の野田市が受検庁として行われた会計検査の際の資料であり、当該検査事項について複数の課等が関係したことから、実施機関内部又は実施機関相互における審議、検討又は協議が行われた。

したがって、「実施機関内部又は実施機関相互の検討又は協議に関する情報」に該当する。

イ 「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ」について

本件不開示情報は、当該検査過程又は当該審理・判断過程が継続しているか終了しているかに関わらず、飽くまでも会計検査の一過程又は審理・判断過程の一過程における未成熟な情報にすぎない。会計検査の実施に必要な情報は、受検庁である野田市の実施機関内部又は実施機関相互の審議、検討又は協議を経て取得されるものである。

会計検査院と受検庁等との間における率直な意見交換ないし真剣かつ真摯な討議を行うことを担保するため、会計検査院と受検庁等との率直な意見交換等は、その内容の不公表・不開示を前提として行われている。そのため、受検庁である野田市の実施機関内部又は実施機関相互の審議、検討又は協議等もその内容の不公表・不開示を前提としている。

したがって、本件不開示情報が開示された場合には、外部の圧力・干渉等を招来して、野田市の実施機関内部又は実施機関相互における率直な意見の交換又は意思決定の中立性が害されるおそれがある。

また、本件不開示情報は、飽くまでも検査の一過程又は審理・判断過

程の一過程における未成熟な情報にすぎないことから、これを開示することにより、当該情報が会計検査院の公式見解であるかのように受け取られ、野田市民を含む国民一般に誤解を与えて、野田市民を含む国民の間に混乱をもたらすおそれがある。

以上より、不開示により得られる利益は、会計検査を受検する際の野田市の実施機関内部又は実施機関相互における率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性を確保し、市民の間に混乱を生じさせることを防ぐことにあり、会計検査の一過程における情報を不開示とすることは会計検査院による厳正かつ円滑な会計検査の実施に資することとなる。

会計検査院は、国の収入支出の決算の検査その他の権限を有する憲法上の会計検査機関であり、他の国家機関に対して独立の地位を有するものとされている（憲法第90条第1項、第2項、会計検査院法第1条、第20条）。会計検査院による厳正かつ円滑な会計検査の実施を確保することは憲法上、会計検査院法上強く要請されているといえ、不開示による利益は非常に大きい。

本件手続内で得られた情報によれば、不開示による利益を上回る程の開示による利益の存在を基礎付ける事実は確認できなかった。

よって、本件不開示情報を開示することによる利益が不開示とすることによる利益を上回るとはいえない。

したがって、本件不開示情報は、「開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ」があるものに該当する。

以上より、本件不開示情報は、条例第6条第5号に該当する。

3 結論

以上により、本件処分に対する審査請求について、審査庁が棄却の裁決をすることは、妥当である。

審査庁は、審査会の答申を尊重して、審査会の考え方と同様の理由により、本件審査請求には理由がないから、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定により、主文のとおり裁決する。

令和5年9月14日

審査庁 野田市長 鈴木 有

教示

- 1 この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。

処分の違法を理由とする場合は、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

- 2 ただし、上記の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても裁決の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。